

著名の神社なり、爲めに一時、式内社杉梓別命神社を以て擬せられたり、明治六年九月郷社に列す。社殿は本殿、廳屋を備へ、境内は二百三十四坪(官有地第一種)を有す。

境内神社 山 神社 熊野神社 天神社

例 祭 日 十月十八日

會計法適用 明治四十一年九月二十五日
指定年月日 告示第四百三十四號

神饌幣帛料供進 氏子戸數 百五十八戸
崇敬者員數 未詳

○静岡縣伊豆國田方郡對島村大字八幡野字西ノ洞

郷社

八幡宮 來宮神社

祭神 譽田別命 伊波久良知氣命

舊と兩社別殿なりしが、近年(社傳は延暦年中とせり)再建の際一祠再扇として來宮神社を八幡神社に合祀せり、御神體は、並に神鏡にあらせらる。八幡宮は地主神にて、創建年代詳ならずといへども、村名を八幡野と稱し、八幡山の號、曾我物語等に見ゆるより考ふれば、甚だ舊きがごとし、來宮又創立年代詳ならずとも、傳へ云ふ、式の賀茂郡伊波久良和氣命神社なりと、舊説は皆この傳説によりたるが、豆州志稿獨り當社にあ

らずとし子浦の八幡神社を充てたり、然れども特選神名牒は尙舊説を贊せり、伊波久良和氣命神社は、神階帳に、從四位上いはくらわけの明神と見えたり、往古は海濱の岩窟に奉齋せられたりしを、後ち八幡神社域内に移し、今は同殿に坐ませり、明治六年九月郷社に列せらる。

社殿は本殿、幣殿、拜殿、其他廳屋等を具備し、境内は千十一坪(官有地第一種)あり、古來社人十三名、祭事を掌る、當社には、當社特有の祭事あり、古來諸書に散見す、今現に行ふ所左の如し、先づ廳屋の中央に、青草にて編みたる蓆を十文字に敷き、其の中央に神を立て、其の周圍に新蓆を敷き、十三名の社人々に坐す、六人の社人神の葉を七葉宛取る、一人之に一夜造の酒をつぐ、六人之を相對して、左の神歌七返歌ふ、

いはりりのやまの、しーがーはーをーれんげーし、ははをーはーいかりーするよ、するめーのーいいでを、わーれしーきーすまれんげーし、やしきーすまれんげーし、やしきーにすまーれんげーし、

畢ちて本殿に向ふ、先炬火一人、次に神二人、次に太鼓、次神酒、次御饌、次掛魚二人、次に一番幣、次に二番より七番の幣、着するや一人幣を取りて本殿に納め、四人者竹筒の御酒を一本づゝ持ち、本殿三廻す、本殿の背後に至る、ことに「おめざめ」と稱して羽目板を打つ、終りて一人この筒を取りて、本殿西方の洞穴に納む、終りて拜殿の中央に神を立て、蓆を敷き、坐すること廳屋の時の如し、一人矢羽二本宛を八人に渡す、差したる紙を抜き取りて、之れを一人に渡し、三人にて、「一宮御出で」といひて、神を三廻し東方に向て、矢羽を撒き、「みーふねをはぬー」と三返し、次に十三人にて神歌七返歌ふ、終りて又三人先の如くす、次ぎの時は三人にて歌ひ始む、但しこの時は一宮を二宮と稱ふと、此神事に用ゐる幣は、毎年紙一枚を加ふる制なるが、文化二年一本の幣半破損の際、其數三百六十枚迄數へしも、他は數ふる能はざりしと、必ず一年一枚なりしか否かは不